

特例給付の支給対象外となる主たる生計維持者の所得・収入基準について

- 特例給付の支給対象外となる基準について、子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、主たる生計維持者の年収を1,200万円とする。
- その場合における、政令で定める所得額の基準と、それに対応する給与収入額の目安は下記表のとおり。所得額に扶養親族等1人当たり所得税法上の扶養控除相当の38万円を所得額・収入額目安に原則加減算したもの。

(単位：万円)

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得額	収入額目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下、「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいう。
 扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となる。
 収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額である（実際の適用は政令で定める所得額で行い、収入額は用いない）。